エチオピア草の根プロジェクト奮闘記: その1 案件の背景 JECK-JECKA会員 EDP 秀幸1

エチオピアで4年と2ヶ月間の青年海外協力隊業務を終え、1977年2月に帰国した。この間、封建的な君主制の打破を目的とした革命の勃発、その後の独裁的な社会主義体制への移行、多くの犠牲者を出した大飢饉等、エチオピアの歴史に残る劇的な時期を体験した。その後エチオピアは隣国との戦争そして内戦等を繰り返し、1990年代になってようやく民主的共和制国家が誕生した。

2002年に、協力隊時代に設立した水産研究センターより招待状が届いた。内陸国となったエチオピアにおいてこれからの水産開発研究方針策定のための国内最初の全国規模のシンポジウムを計画しているのでこれに参加して欲しいとの内容だった。招待とはいっても航空賃は自前であった。現地到着後、計画されていたシンポジウムはスポンサーであったオランダ大使館の担当者が離任し、お膳立てされていたこのシンポジウムは中止となった。そのため、滞在中にエチオピアの水産事情について視察調査することになった。



村の子供たち

水産養殖開発のニーズとポテンシャルは1970年代と比べ雲泥の差があることを知り、興奮した。旱魃による被害の防止と食糧の安定生産を目的として、援助や借款で灌漑施設が各地に作られていたが、魚の生産という意味ではこれらの施設は利用されていなかった。同時に青春時代をエチオピアで過ごした時の情熱が再燃することを抑えられなくなった。これをきっかけにエチオピアとの関係が再開し渡航を繰り返し、JICAの短期アドバイザーとしても赴任した。

調査をすればするほど、養殖開発の必要性が認識され、国や州の担当機関に開発の推進を訴え、またJICAの関連プロジェクトに対し養殖事業への支援を申し入れてきた。しかし、エチオピア国内には養殖開発の経験を有する人材もなく、また日本の灌漑専門家や農業専門家は他業種との連携は不得手で、養殖開発は遅々として進まなかった。そこで2011年に昔のカウンターパートらと協調して、JICA支援のBOPビジネス連携促進事業として「灌漑農村における養魚産業振興事業」を提案したが不採択、翌年には外務省の政府開発援助海外経済協力事業委託費による案件化調査として「BOPビジネス型地方コミュニティ生計向上支援事業(副題:淡水養魚普及支援及び流通改善モデル事業)」を提案したが、これも不採択に終わってしまった。

フィジー国で実施していたJICA草の根プロジェクト「貧困沿岸村落における住民参加型生計向上プロジェクト(副題:ミルクフィッシュ養殖モデルプロジェクト、本件についてはJECK会報18、21、23号で紹介してきた)」が2014年に終了することもあり、時間的に余裕が出てきたので2013年12月に草の根技術協力事業「エチオピア国カタール川流域農民主導型養魚による生計向上パイロットプロジェクト(副題:オロミア州地方農村栄養改善支援)」を提案した。しかし、これも不採択となった。翌年、内容を再検討し、栄養改善を主、生計

向上を従として「カタール川流域住民参加型養魚による栄養改善プロジェクト²」として再度挑戦し、2014年12月にようやく陽の月をみた。



村の住民との対話

草の根プロジェクトは日本側からの提案ベースであるため、提案者側でエチオピア政府から公式の受け入れ承認を取り付ける手続きを進めなければならない。本案件はオロミア州畜産水産開発局からの強い要望もありJICAに対し既に要請書が出されていたので、中央政府からの公式な受け入れ承認を取るのは別に問題ないと考えていた。ところが予想だにしなかったことが次々と発生した。

まず在日エチオピア大使館において提案者のNGO登録が求めら れた。我々は2社の共同体事業として提案し、日本のODA事業として JICAから採択されたが、エチオピア側は本事業は通常のODA事業 とは認めずNGO事業という扱いになり、まず我々がNGOとして適 格な団体かどうかの審査を受けるためエチオピア政府の申請書に 沿って会社の概要、登記書類、決算報告書、代表の履歴書、プロジェ クトの概要と予算、等々、これら書類の英訳文について公証人からの 認証の取り付け、等様々な書類の提出が要求された。エチオピア大 使館からは2週間で承認が降りるということになっていたが、1ヶ月以 上を費やした。書類は自動的に大使館から本国に転送されるものと 思っていたら、我々がエチオピア政府の外務省へ送る必要があると 聞かされた。書類を何とか外務省に送り、これで一安心、と思ってい たら、外務省の担当職員の机の上に3ヶ月間放置されたままであった。 外務省の審査に2週間を費やし、今度はその書類を法務省に持参す ることになった。中央政府の審査と承認の後、今度は州政府の承認 を取り付けないと事業は実施できないことが判明した。

これはエチオピアが中央集権国家から地方分権国家に移行し各州政府の自治権が確立しているためである。オロミア州の畜産水産開発局から公式な要請書をもらっているので、州政府からの認可はさほど問題ではないだろうと踏んでいたが、州政府も中央政府と同様完全な縦割り行政なため事業の認可をする州の財政経済開発局に新たに申請書を提出することになった。100ページ以上にも及ぶガイドラインにそって新たに申請書を作成するはめになった。

問題は予算配分であった。人件費を30%以内に抑えた予算書でないと認可がおりないためJICA様式による予算書では説明ができず、JICA方式について担当官と何度もやりあった。現地要員にも本案件の重要性について何度も出向いて説明を繰り返してもらった。

そうこうしてようやく認可がおりたのが2015年の11月で、現地政府とのやり取りに一年を費やした。州政府の認可が得られたことでJICAとようやく正式な契約交渉が始まり、2016年1月に正式に事業が開始された。2011年の企画から実現に至るまで実に5年間が費やされた。(その2 プロジェクト編は次号に掲載する予定)

^{1.}たなか・ひでゆき ㈱バイオインダストリージャパン代表取締役 専門分野・水産増養殖開発、沿岸資源管理 JICA任地:主に太平洋諸国、インドネシア、エチオピア、エルサルパドール JICA以外の任地: 南太平洋、タイ、エチオピア、ジブチ、サウジアラビア、エジプト、イラン、モーリシャス等

^{2.}この案件は、㈱パイオインダストリージャパンとJECK・JECKA会員の合保氏が経営している㈱ティーエーネットワーキングとの共同で作成・提案された。